

加入者の皆様へ

【重要】「マイナンバーカードの健康保険証利用」のお願い

日頃より、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

既に各医療機関等において、「マイナンバーカードの健康保険証利用」（以下、マイナ保険証）の利用が開始されております。

改正マイナンバー法が成立し、2023 年 4 月よりすべての医療機関でマイナ保険証への対応が義務化され、下図のようなステッカーを各医療機関や薬局などで見かけるようになりました。



現在利用しているプラスチックカードによる健康保険証は2024年12月2日をもって廃止され、新規発行および再発行の手続きを終了いたします。

現行保険証は経過措置として、1年間（2025年12月1日まで）使用可能ですが、マイナ保険証のメリットをご理解いただき完全移行へのご協力をお願いいたします。

メリット1. より良い医療を受けることができます

メリット2. 窓口で限度額以上の支払いが不要になります（注1.）

メリット3. マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできます

※メリットの詳細については下記マイナポータルでご確認ください。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

当健康保険組合でのマイナ保険証の登録および利用率について

2023 年 11 月の集計	当健康保険組合	全国平均（デジタル庁公開データ）
マイナ保険証登録率	57.8%	73.9%
利 用 率	4.97%	3.64%

マイナ保険証リーダーの使い方はとても簡単ですので是非ご利用ください。

（注1.）

健康保険限度額適用認定証の提示することなく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される機能です。

添付資料： 提出書類：健康保険限度額適用認定申請書

発行書類：健康保険限度額適用認定証

以上